



【考え方】

- 障がいのある人への差別を禁止し、障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、権利を尊重することなどについて、地域の相談支援体制の充実や地域づくり委員会での権利擁護の推進、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供、市町村における成年後見制度の利用促進の取組の支援、障害者差別解消法や障害者虐待防止法<sup>\*26</sup>等の普及啓発など、あらゆる機会や施策を活用して障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

(1) 権利擁護の推進・虐待の防止

【推進の視点】

- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを実現するためには、障がいのある人の権利擁護と暮らしづらさの解消が必要です。  
また、権利擁護を推進、虐待の防止を図るため、関係する制度を道民に対し周知することが必要です。
- 虐待は、障がいのある人の尊厳を害するもので、決して許されないものであり、自立と社会参加のためには、障がいのある人に寄り添った虐待防止に向けた取組を一層進めることが極めて重要です。

【推進施策】

- 障害者虐待防止法に基づき道が設置している「北海道障がい者権利擁護センター<sup>\*27</sup>」において、障がいのある人への虐待防止等を図るとともに、市町村が設置する「市町村障害者虐待防止センター」において、適切な事実確認や成年後見制度等を利用した養護者支援等が図られるよう支援します。  
また、弁護士など専門家が対応する障害者110番<sup>\*28</sup>事業の実施など、権利擁護の取組を推進します。
- 虐待を受けた人や見聞きした人が、速やかに相談できるよう、相談先や通報先の周知徹底を図り、虐待を通報した人が、不利益な取扱いを受けないよう、関係機関に対して、障害者虐待防止法の趣旨についての理解・普及に努めます。
- 障害福祉サービス等、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所に対して、研修を実施するなどして虐待防止や権利擁護に関する指導を徹底するとともに、当該事業所等における障害者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、障害者総合支援法に基づく監査等を実施し、当該事業者に対して障害者虐待防止法の規定による権限を行使するなど、速やかに対応します。
- 「北海道障害者介護給付費等不服審査会」の審査を通じ、障がいのある人の障害福祉サービスの利用が適正に確保されるよう努めます。

(2) 意思決定支援の推進

【推進の視点】

- 自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るため、本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。
- 障がいのある人の意思決定支援については、それぞれの障がいの状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものであることから、支援者は、実情や個々の障がいのある人の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努める必要があります。



【推進施策】

- ・ 障害福祉サービスを提供する際に、障がいのある人の意思決定支援のため、サービス事業所の支援員や市区町村の相談窓口等の障がいのある人に関わる多くの人々に意思決定支援の参画を促すため、「意思決定支援ガイドライン\*29」を広く周知します。
- ・ 障害福祉サービス事業者等における意思決定支援が適切に進められるよう、支援にあたっての課題の把握や好事例の紹介とともに、集団指導や実地指導において「意思決定支援ガイドライン」の周知や支援体制の整備等について助言・指導に努めます。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、研修の充実を図ります。
- ・ 障がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、不利益を被ることがないよう、市町村が成年後見制度の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センター\*30が行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。

(3) 成年後見制度等の活用促進

【推進の視点】

- ・ 障がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、支えの必要がない人と等しく、本人らしい生活を継続していくためには、相談支援体制の整備や成年後見制度等をはじめとした権利擁護支援策の充実が必要です。

【推進施策】

- ・ 福祉サービスの利用援助や日常的な行政手続き等の援助を行う日常生活自立支援事業や日常的な金銭管理や福祉施設の入退所等の生活全般の支援に関する契約等の法律行為の援助を行う成年後見制度等、障がいのある人の判断力や求める支援によってサービスを受けられるよう相談窓口や支援策について広く道民に対し周知します。
- ・ 日常生活を支える必要がある人に対し、北海道地域福祉生活支援センターが行う日常生活自立支援事業の取組の普及に努めます。
- ・ 成年後見制度を必要とする人が制度を安心して利用できるよう、市町村に対し、必要な経費について助成事業の活用を促すとともに、相談支援体制の整備や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修の取組について支援します。また、市町村が設置する中核機関\*31の体制整備を支援します。

(4) 理解の促進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人もない人も、共に生きる社会を実現するために、障がいのある人への差別をなくすことを社会全体で進めていくことが必要です。

【推進施策】

①障がいを理由とする差別の解消の促進

- 障がい者差別解消法について、市町村や障害福祉サービス事業所などの関係機関はもとより、広く道民に対し制度の普及・啓発を図ります。
- 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会が、障がいのある人やその家族（ケアラー\*32等を含む。）（以下、「家族」という。）からの相談に応じ、協議やあっせんを行って解決を図ります。
- 地域における差別解消に向けた取組を円滑に行うため、関係機関によるネットワークづくりを進め、必要な情報交換や取組の協議を行います。
- 道は、障がいのある人の差別の解消に取り組むために作成した、職員の対応要領\*33や事例集について、内容の充実に努めるほか、市町村に対し、引き続き職員の対応要領の作成や障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけます。
- 障がいがあることを理由に資格・免許等を与えることを制限又は禁止する「欠格事項」について、国の見直しの状況を踏まえ、障がいのある人の人権が損なわれることのないように対応します。



※職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」

※職員対応要領については、ホームページで公開しています

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoi taiougadekirupe-zi.html>)

②障がいのある人に対する理解の促進

- 障がいのある人の意見を障がい者施策に反映させるため、障がい当事者が委員となっている北海道障がい者施策推進審議会\*34を開催するほか、その他の関係審議会委員などへの当事者の登用や、障がいのある人に係る計画、政策などの意思決定機会への参画を促進します。
- ヘルプマーク\*35やヘルプカード\*36の普及を推進し、外見から分かりにくい障がいなど、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。
- DVDの貸出やインターネット上への動画のアップロードなど、映像等を活用して、学校や企業、生涯教育の場等を通じた障がいに対する理解を促進します。

③福祉教育の推進

- 障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の道民が、心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。



※ヘルプマーク

- 障がいのある人と、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校での交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。
- 障がいのある人とのおふれあい・交流をテーマとした体験作文やポスターの募集等を通じ、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。
- 思いやりのところを醸成するため、福祉教育の一環として、福祉読本の活用を促進し、福祉のまちづくり等に関する理解を深めます。

## (5) 地域福祉活動の推進

### 【推進の視点】

- 障がいのある人が地域づくりへの参加を促進するために、普及・啓発、交流の機会の拡大を進めていくことが必要です。

### 【推進施策】

#### ① 啓発活動の推進

- 「障害者週間<sup>\*37</sup>」や「道民福祉の日<sup>\*38</sup>」など各種行事の実施により、啓発に努めます。
- 北海道福祉のまちづくり条例<sup>\*39</sup>の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、普及・啓発の実施や推進体制の整備、市町村や民間事業者に対する支援に努めます。

#### ② 交流機会の拡大

- 住民が障がいのある人と共に参加する障害者週間記念行事などの啓発活動やスポーツ・文化活動等、地域の特色を生かした交流機会の拡大に努めます。
- 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことのできる共生型の地域づくりを推進し、障がいのある人の主体的な地域づくりへの参加を促進します。
- 広く住民を対象とした一般のイベントや行事が、障がいのある人も参加することを前提に、地域で日常的に企画されるよう、啓発や情報提供に努めます。

## 2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

### 【現状と課題】

- 北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人の暮らしやすい地域づくりを推進しており、今後一層の取組が求められています。

### 【考え方】

- 道内の14圏域に設置した「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会<sup>\*40</sup>」において、市町村などと連携し、障がいのある人が受けた差別や虐待などの解消に向けた協議・あっせんを進めます。

### (1) 地域づくり委員会等の取組

#### 【推進の視点】

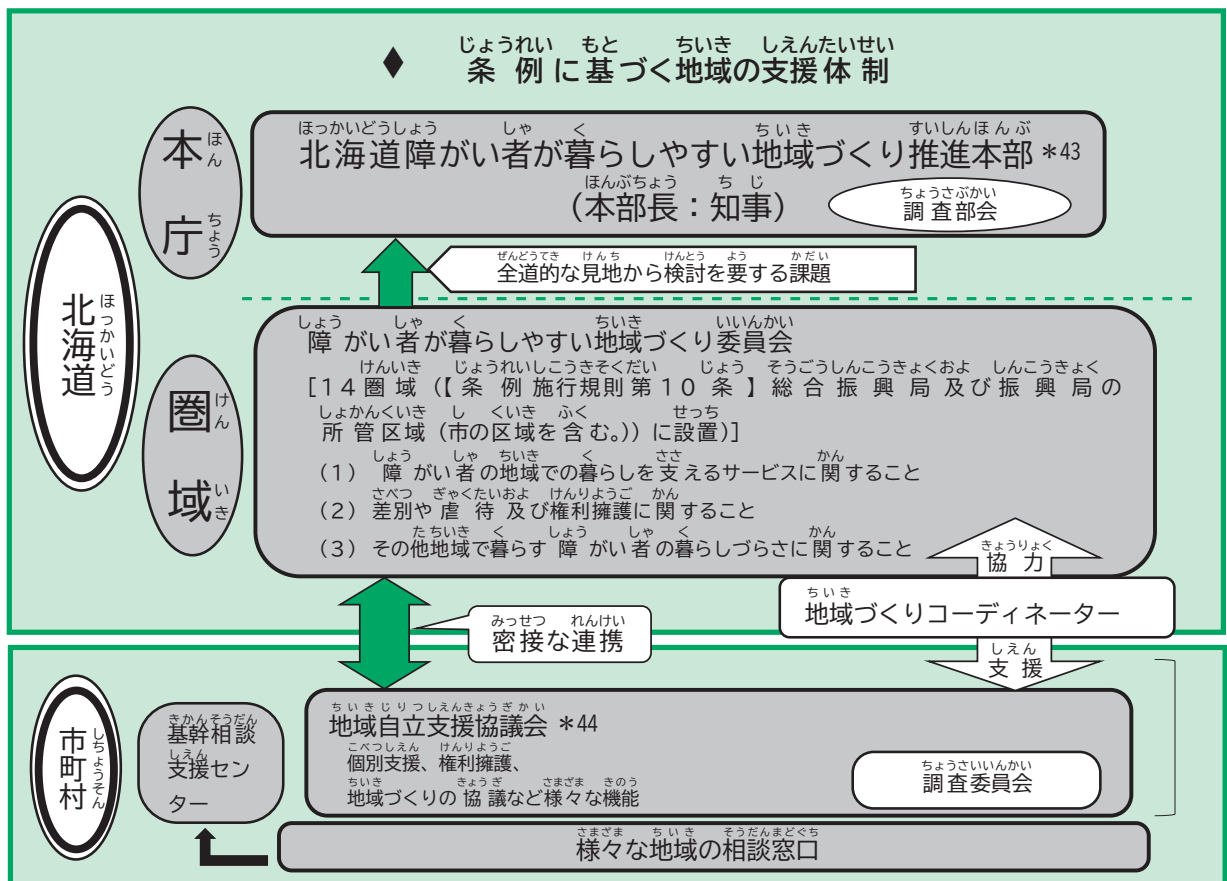
- 障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の

権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的に制定した北海道障がい者条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

【推進施策】

- 全道14圏域に設置している「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」において、中立・公平な立場で、虐待や差別、暮らしづらさに関する特定事案や地域の課題等について、当事者や関係者と協議等を行いその解決を図ります。
- 道と地域づくりコーディネーター\*41が連携し、地域づくりガイドライン\*42を活用しながら、市町村が進める相談支援体制づくり等の取組を支援します。
- 「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」について、広く道民に周知し、一層の活用を働きかけます。
- 障がい者施策に関する法律の施行などによる社会情勢の変化に応じて、条例の内容について検討します。

図4 【北海道障がい者条例に基づく地域の支援体制】



### 3 就労支援施策の充実・強化

#### 【現状と課題】

- 就労を希望する障がいのある人を取り巻く雇用情勢は依然厳しい状況にあります。  
このような中で、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域で、本人の意欲や障がい特性等に応じた多様な働き方が可能となるよう、社会全体で応援する体制づくりが求められています。
- 各地域において様々な分野の機関が連携した障がいのある人の就労を支えるネットワークの充実と企業との連携・協働の推進を図りながら、道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり、就労系事業所からの一般就労の推進、多様な就労の機会の確保、福祉的就労の底上げが必要です。

#### 【考え方】

- 障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃（賃金）水準の向上や職場定着を促進します。

#### (1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり

##### 【推進の視点】

- 障がいのある人がいきいきと働くことのできる地域社会の実現のためには、地域の方々、障害福祉サービス事業所、企業、行政等すべての道民が、「障がい」や「障がいのある人が働くこと」について理解を深め、地域社会全体で応援する体制づくりが必要です。
- 福祉的就労における工賃向上のための障害福祉サービス事業の安定的な運営に向けて、民間ノウハウを積極的に活用し、就労支援のための総合的なサポート体制の充実が必要です。

##### 【推進施策】

#### ① 働く障がい者に対する道民の応援

- 障がいのある人の就労に関する理解を促進するため、道民一人ひとりにホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用し、雇用事例や障害福祉サービス事業等の情報提供を行うとともに市町村における広報などの取組を進めます。
- 道民による障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター等）や障がいのある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という。）からの購買など応援の取組を促進します。

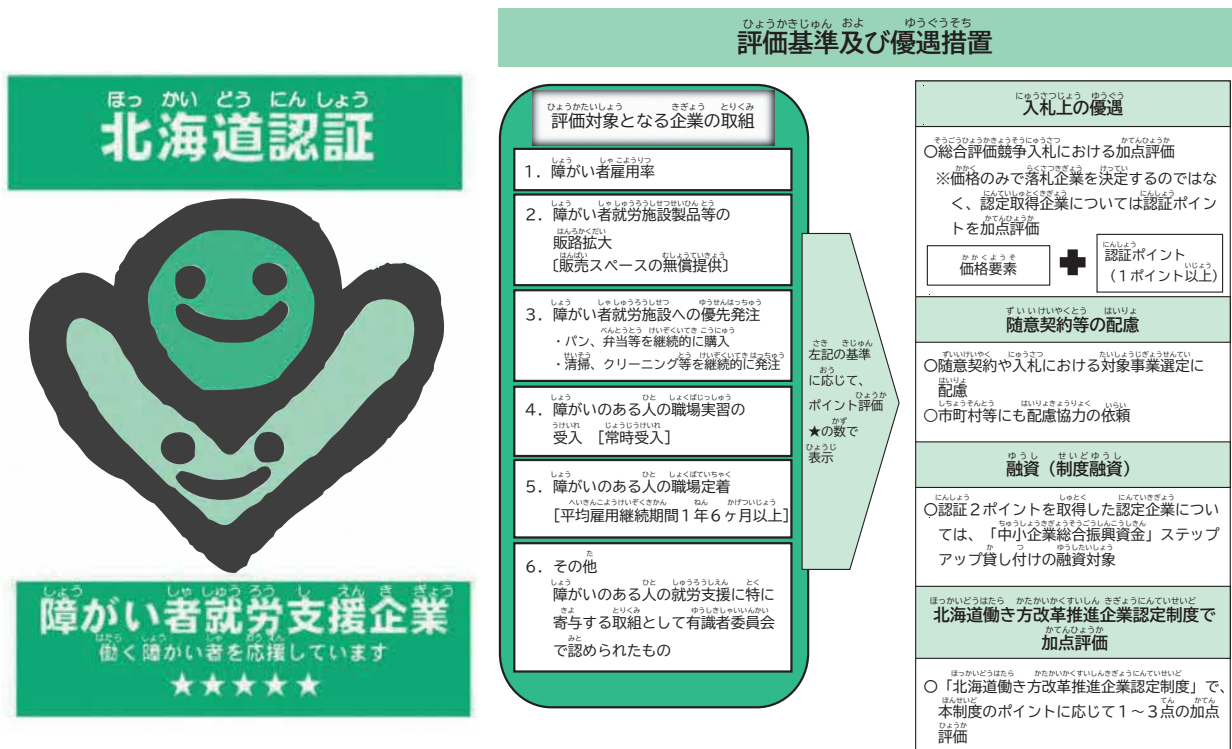
#### ② 企業・行政の取組の推進

- 関係機関と緊密に連携しながら、障害福祉サービス事業の経営改善や受注拡大等の工賃向上に向けた各種取組を集中的かつ効果的に推進します。
- 北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度<sup>\*45</sup>」及び「障がい者就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション<sup>\*46</sup>」により、企業等による障がいのある人の雇用や障害者就労施設等への優先発注など、企業と連携した就労支援の取組を推進するとともに、その内容を広く道民にPRします。

- 認証制度については、必要に応じて評価基準の見直しを行うとともに、認証の取得を促進するための優遇措置として導入した道の低利融資や入札等での配慮について、より効果的な制度となるよう検討を行いながら、制度の普及とともに、制度に登録する企業数の拡大を図ります。
- 障がい者就労施設等の製品の販路拡大を図るため、流通事業者等の民間企業と連携・協働した取組を推進します。
- 障がいのある人の就労支援に関する各種施策（福祉、雇用）や雇用に関する取組事例を企業や道民等に情報提供するとともに、市町村においても企業等に対する情報提供が行われるよう働きかけ、障がいのある人の雇用や就労についての理解を促進します。
- 経済団体等へ障がいのある人の雇用を一層推進するよう要請します。
- 道は、毎年、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針を策定し、特定随意契約制度<sup>\*47</sup>の活用などにより、物品購入や役務の提供等について、障害者就労施設等に対する優先的な発注に努めるとともに障がいのある人を雇用する企業等への配慮措置について検討を行います。

また、市町村等に対して、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の優先的な調達を推進するための方針の策定を促し、障害者就労施設等への発注促進について、働きかけを行います。
- 道の調達方針に基づき、指定法人<sup>\*48</sup>は各部局等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、障害福祉サービス事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援などの取組を行います。

図5 【就労支援企業認証制度】





(2) 一般就労の推進

【推進の視点】

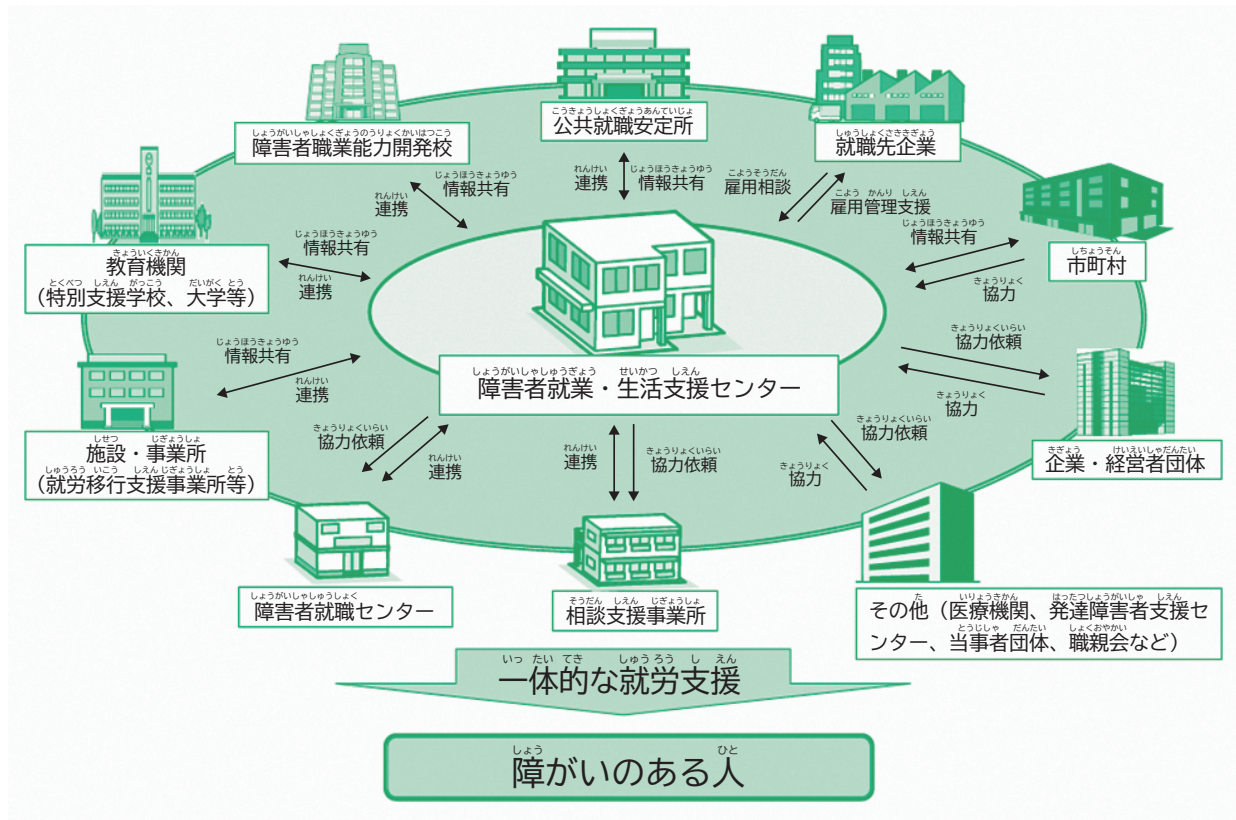
- 障がいのある人の就労支援を推進するためには、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、様々な分野において一体的に支援を行うとともに、地域においては、就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センター\*49を中心とした就労支援ネットワークなどを活用し、関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進することが必要です。
- 障がい特性に応じた職場適応や職場定着のための支援を障がいのある人及び企業双方に行い、本人の能力・スキルの向上と環境整備が必要でです。
- 一般就労及び職場定着の促進のために、就労系サービス事業所（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所）におけるサービスの質の向上と、就労支援担当職員等のスキル向上が必要でです。
- 企業における障がいのある人の雇用率向上のため、厚生労働省・北海道労働局、障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携や協働を推進することが必要でです。

【推進施策】

① 関係機関のネットワークの充実

- 北海道障害者雇用支援合同会議\*50を中心として公共職業安定所、高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、高等技術専門学院、障害者職業能力開発校などの労働関係機関と協力して、制度、施策の横断的な調整に基づく一貫した雇用体制を推進し、地域の福祉施設、企業との連携づくりを進めます。
- 障害者就業・生活支援センターを中心に構築した就労支援ネットワークなどを活用し、地域における市町村、就労系サービス事業所、公共職業安定所、障害者職業センター\*51、特別支援学校等中等教育機関、大学等高等教育機関、企業など、福祉・労働・教育等の関係機関、団体のネットワークの充実を進めます。
- 市町村の協議会\*52や21障がい保健福祉圏域に設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会を活用して就労施策を推進します。

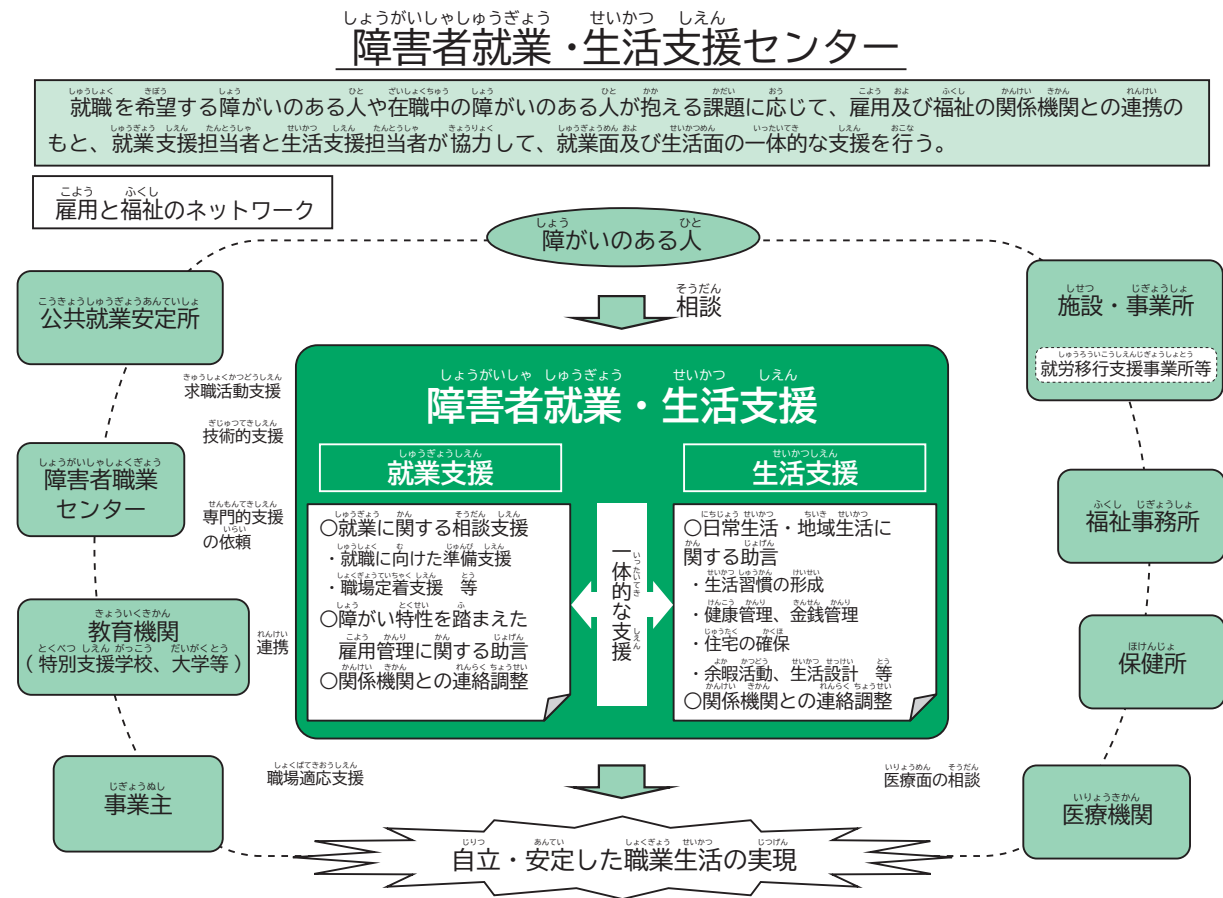
図6 【地域における就労支援ネットワーク】



②移行サポート体制の整備

- 障がいのある人に就業面と生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関と職業準備訓練から職場定着までのプロセスごとに役割分担し、生活支援を含め、障がいの種別や本人の希望に応じた包括的な支援が行われる体制づくりを進めます。  
また、21障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターの設置を目指すことを基本としつつ、北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を伺いながら整備を進めます。
- 障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援します。
- 職場での実習・体験を通じて働くことについての意欲を持ち、一般就労の可能性を引き出すことができるよう、道における実習の受入や臨時職員としての任用を推進し、市町村における受入等についても要請します。
- 障害者職業能力開発校などにおける職業訓練や民間訓練機関等への委託訓練による知識・技能の習得の支援、企業見学会の実施等により一般就労の促進を図ります。
- 就職等の困難性の高い精神障がい、発達障がい、難病などの障がいのある人に対し、関係機関と連携して専門的な支援を行います。
- 地域間の均衡に配慮しつつ、就労系サービス事業所の整備を促進します。

図7 【障害者就業・生活支援センター】



しょう しゃこようぎぎょう しょくばていちゃく しえん  
**③障がい者雇用企業や職場定着への支援**

- しょうがいのある人が企業において職場環境に適応するための実地訓練を行う職場適応訓練の活用を促進します。
- しょうがいのある人の雇用の経験がない企業に、しょうがいのある人の雇用を取り組むきっかけづくりを進める障害者トライアル雇用制度<sup>\*53</sup>の活用を促進します。
- しょうがいのある人の職場適応を容易にするために、企業へ派遣される職場適応援助者（ジョブコーチ）<sup>\*54</sup>の活用を促進します。
- こうきょうしゅうぎょうあんていじょ ちゅうしん しゅうしょく じゅんびだんがい しょくばていちゃく いちれん しえん かつよう すず かんけい 機関へ働きかけます。
- こうきょうしゅうぎょうあんていじょ ねんけい ほうていこようりつ しゅうち はか しょうがいのある人 雇用する企業への支援策の活用が進むよう関係機関に働きかけます。
- しょうがいのある人を雇用する企業に対する助成制度の活用を促進します。
- しょうがいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関、家族等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する就労定着支援事業の活用を促進します。
- せいしんしょうがいのある人の職場復帰や職場適応を円滑に進めるための職場復帰支援の活用を促進します。
- けいざいだんたい 企業等に対して、特別支援学校の生徒が、一定期間企業で働く体験をする現場実習の受け入れを推進します。

- 障がい者雇用を促進するという長期的な視点から、企業が障がいのある生徒や障がい者雇用について理解するための機会を確保するため、企業を対象とした特別支援学校の見学会を推進します。

### (3) 多様な就労の機会の確保

#### 【推進の視点】

- 一般就労の推進や福祉的就労の底上げを図るためには、地域における関係機関等の連携・協力の下、障がいのある人の特性等を踏まえ、地域の実情などを踏まえた新たな取組や事業展開を促進し、障害福祉サービス事業所等における就労の場を拡大することが必要です。
- 就労系サービス事業所において、事業所以外での活動（施設外就労、施設外支援）の取組が進められています。一般就労の拡大に向けては、こうした企業や地域との連携が必要です。
- 障がい特性や個々の障がいのある人を取り巻く環境から、通勤が困難な障がいのある人が、在宅においても就業できる仕組みの整備が求められています。

#### 【推進施策】

##### ① 地域特性等を活かした就労機会の確保

- 地域の行政、企業、経済団体、福祉団体等の連携・協力体制の充実を図り、障害福祉サービス事業所に対して、農業、工業、観光業等の基幹産業の関係施策とタイアップした取組や、介護・福祉サービスなど新たな職域に進出している取組に関する情報提供を進め、地域特性、就労系障害福祉サービス事業所の特徴を活かした事業展開を促進します。
- 就労移行支援事業等を利用したものの一般企業等の雇用に結びつかない方や、就労の機会等を通じて生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される高齢者等を対象として、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施する体制づくりを促進します。

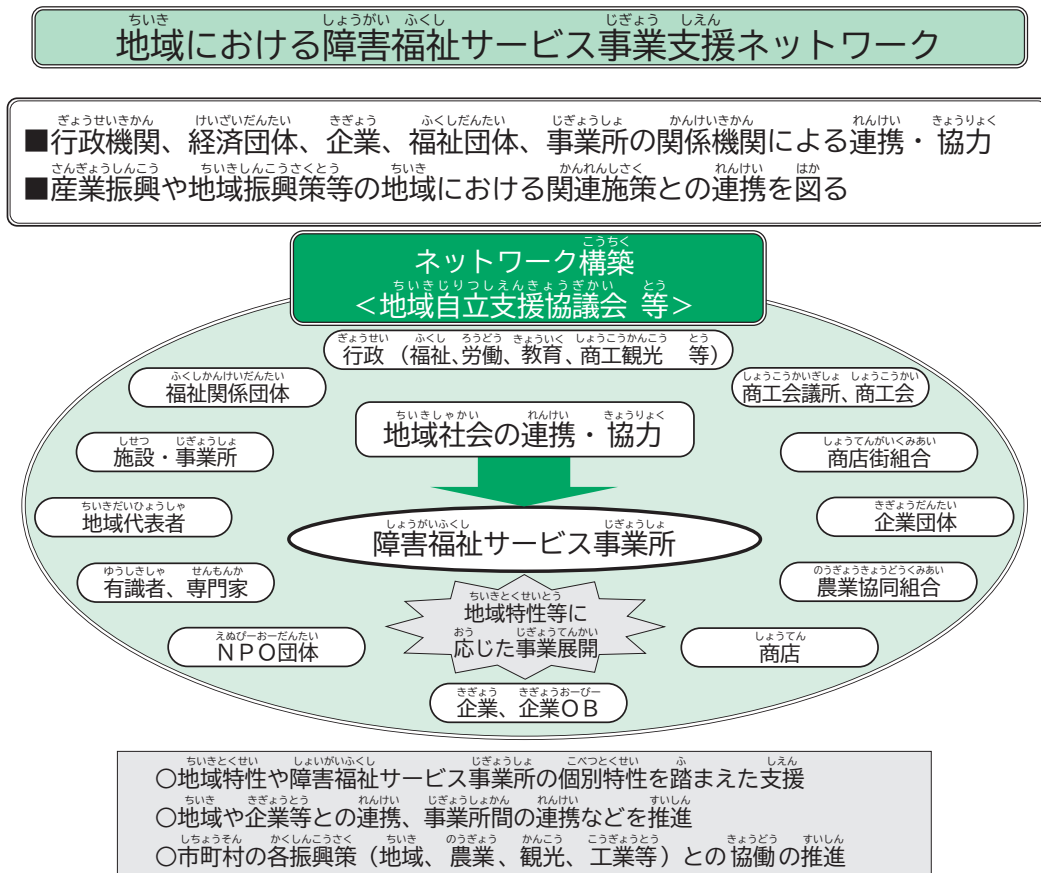
##### ② 施設外就労等の就労形態の普及促進

- 企業から請け負う作業を当該企業内で行う施設外就労（企業内就労）や就労系サービス事業所以外で活動を行う施設外支援（職場実習、求職活動、在宅就労）を推進するため優良な取組を紹介します。
- 障がいのある人の就労を促進するため、農福連携<sup>55</sup>・水福連携など福祉と地場産業との連携を推進するとともに、農福連携技術支援者を育成し、農業現場に派遣するなど、地場産業や企業、市町村など地域における新たな就労の場の創出と自立促進、各事業所等に対する支援に努めます。
- 農業分野での障がいのある人の就労を支援し、障がいのある人の工賃向上を図るため、障がい福祉サービス事業所の農業への参入を支援するとともに、農業に取り組みする販売イベント、農業生産者と障がい者就労施設のマッチング支援、障がい者就労施設への農業の専門家派遣を推進します。

##### ③ ICT等を活かした在宅就労等の推進

- 道や市町村等の優先調達による在宅就業障がい者の受注機会の増加を図ります。
- 在宅就業障がい者に仕事を発注した企業に特例調整金等を支給する制度など各種支援策の周知を図り、活用を促進します。
- 創業を目指す障がいのある人を支援するため、取組事例や創業に必要なノウハウ習得のための研修などの情報提供に努めます。

図8 【地域における障害福祉サービス事業支援ネットワーク】



(4) 福祉的就労の底上げ

【推進の視点】

- 一般就労が困難な障がいのある人が工賃（賃金）と障害基礎年金などの社会保障給付により、地域で経済的に自立した生活が可能となるよう福祉的就労における工賃等の向上を図るため、障害福祉サービス事業所に対する民間ノウハウを活用した総合的な支援が必要です。

【推進施策】

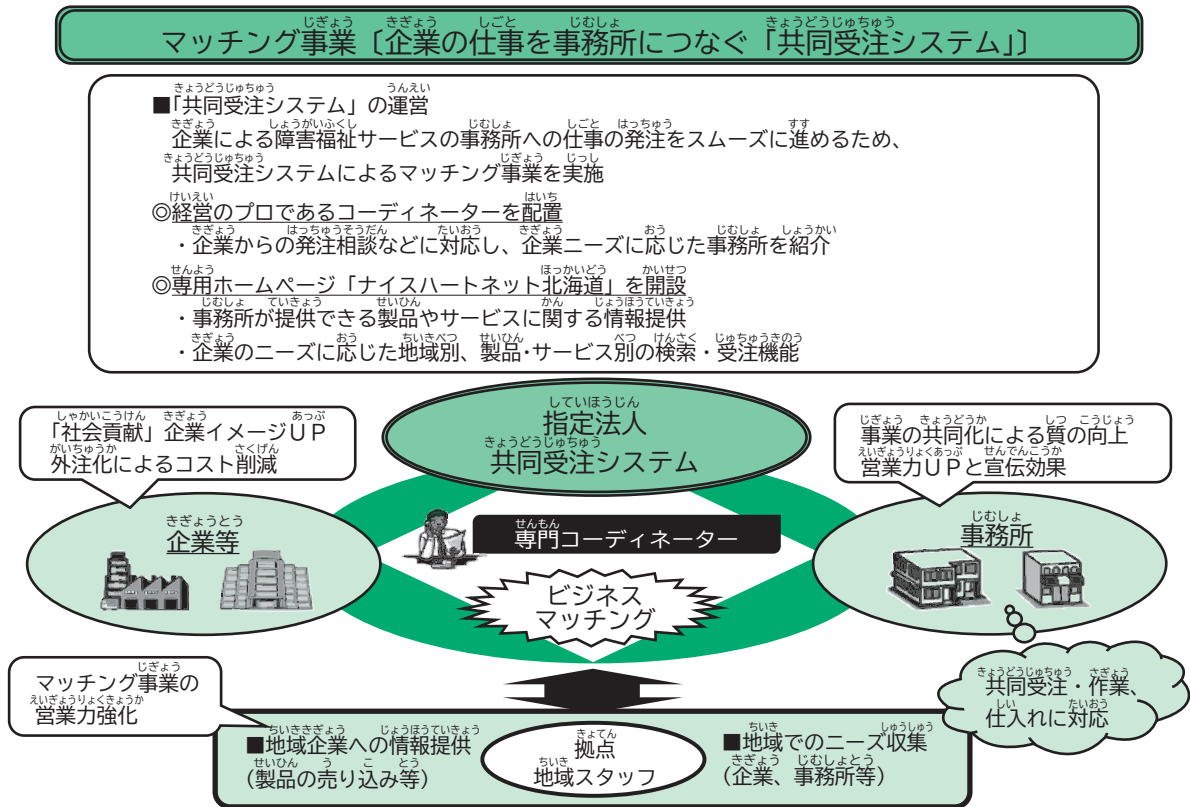
①障害福祉サービス事業所の収益力の向上

- 障害福祉サービス事業所に対し工賃向上計画の作成・推進に関する研修等を行うとともに、経営コンサルタント等による経営・事業改善、営業・製造技術等に関する助言や市場ニーズを踏まえた商品づくりをめざした商品改良や新商品開発に関する専門的な助言を行います。
- 障害福祉サービス事業所同士による原材料の共同購入や作業工程の分担、営業協力など連携体制づくりを推進します。
- 収益性の高い優良な障害福祉サービス事業所の生産技術・経営手法の紹介などにより、生産性の向上や新たな職域への事業展開などを推進します。
- 障害福祉サービス事業所が市場ニーズに対応した魅力ある製品や質の良い役務の提供を安定的に行うことができるよう、マーケティング手法等も取り入れて、市場ニーズ調査や製品等の評価を行い、障害福祉サービス事業所における商品づくり等の取組を促進します。

②製品等の販路拡大

- 企業が発注する業務を複数の障害福祉サービス事業所へスムーズにつなぐ「共同受注システム」の充実を図るとともに、専門コーディネーター及び道内拠点地域に配置する「地域スタッフ」により、製品・役務に関する情報提供や企業ニーズの収集など活発な営業活動を行うマッチング事業を推進します。
- 企業と障害福祉サービス事業所による商談会の開催や経済団体等が主催する商談会への参加などによりマッチング機会を拡大します。
- 行政機関の庁舎等のロビーや売店等のスペースを活用した障害福祉サービス事業所の販売コーナー設置など、行政における販売支援の取組を促進します。
- 大型商業施設等での販売機会の拡大や実証販売などを通じた製品改善、多店舗展開企業等での商品採用による市場での流通拡大を図ります。

図9 【共同受注システム】



II 地域生活支援体制の充実

4 相談支援体制・地域移行支援の充実

【現状と課題】

- 高齢化の進展などにより、高齢の障がいのある人の数が年々増加するとともに、障がいの重度化・重複化が進んでいます。

また、**自立意識**や**在宅志向**が高まる中で、**施設**や**病院**で生活している**重度・重複障がい**のある人も含め、**地域生活**への**移行**を希望する人が増加し、**障害福祉サービス**だけではなく、**医療的ケア**や**意思疎通支援**など、**障がいのある人及びその家族**の求める**支援**は多様化しています。

**地域**での生活を希望する障がいのある人が、**生涯**を通じて自らの**選択**により、**一人ひとりのニーズ**に沿った必要な**サービス**を利用しながら、**地域**での生活を**継続**できるよう、**身近な相談支援体制**や**生活を支える福祉サービス**の**充実**を図ることが必要です。

【考え方】

- どこに住んでいても、自らの**決定**に基づき、**身近な地域**で**日常生活**及び**社会生活**を営むことのできる**体制を整備**します。  
また、**在宅サービス**の**量的・質的充実**を図り、**施設入所者等**の**地域生活**への**移行**を**推進**します。

(1) **生活支援体制の充実**

【推進の視点】

- 在宅**で生活する障がいのある人の**高齢化**や**重度化**、さらには、**介護者**の**急病等**の**緊急時**において、**障がいのある人の地域生活**を支える**機能の充実**を図る必要があります。
- 障がいのある人の自立支援**のため、**施設**や**病院**からの**地域生活移行**や**地域生活の継続支援**、**就労支援**に対応した**サービス提供体制**を整え、**障がいのある人**を**地域全体**で支える**システム**を実現するための**地域生活の拠点づくり**を進めることが必要です。
- 地域生活支援拠点**<sup>\*56</sup>等については、**地域生活移行**や**親元**からの**自立等**に関する**相談**、**一人暮らし**のための**体験の機会**や**場の提供**、**ショートステイ**を活用した**緊急時の受け入れ**、**支える人材の確保**や**専門性向上**、**コーディネーター**の**配置**などにより、**地域の実情**に応じた**創意工夫**により**整備**し、**障がいのある人の生活**を**地域全体**で支える**サービス提供体制**を構築することが必要です。
- 地域生活の拠点づくり**を進めるには、**市町村**の**協議会**などにおいて、**障がいのある人やその家族**、**支援者**などが**参画**して、**各地域**の**既存の資源**を活用するなど、**実情**に応じた**整備方法**について検討することが必要です。

【推進施策】

① **地域生活支援拠点等の整備・充実**

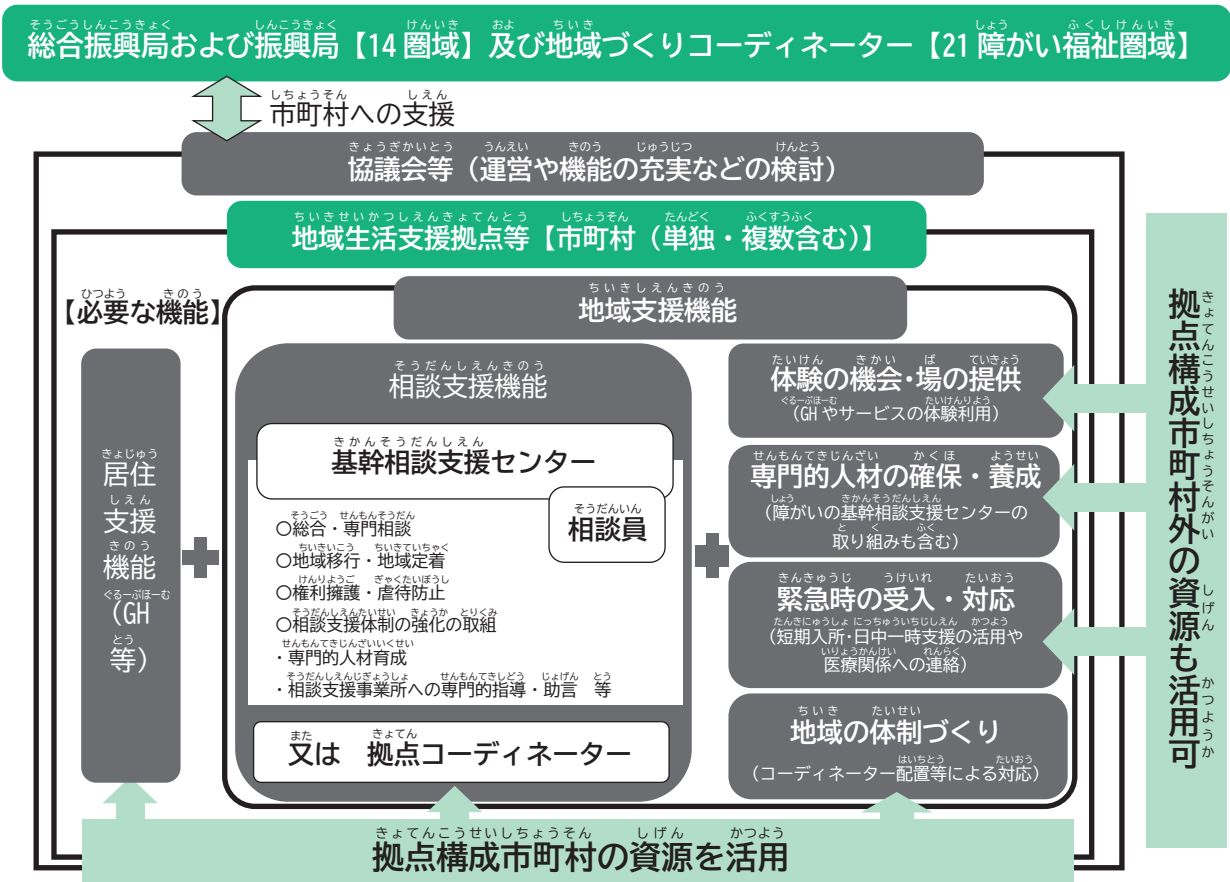
- 障がいのある人の障がい**の**重度化**・**高齢化**などに備えるとともに、**地域移行**を進めるため、**重度障がい**にも対応できる**専門性**を有し、**地域生活**において**障がいのある人やその家族**の**緊急事態**に対応を図るため、「**地域生活支援の拠点**」を**市町村**において**整備**します。
- 地域生活支援拠点等**の「**相談**」「**緊急時の受け入れ**・**対応**」「**体験の機会**・**場**」「**専門的人材の確保**・**養成**」「**地域の体制づくり**」などの**5つの機能**を備え、**緊急時の迅速**・**確実な相談支援**の実施・**短期入所等**を活用し、**地域**における**生活の安心感**を担保する**機能**を備えるとともに、**体験の機会**の**提供**を通じて、**施設**や**親元**から**グループホーム**などへの**生活の場**へ**移行**をしやすい**体制**を整備します。
- 原則5つの機能**すべてを備えることとしますが、**必要な機能**やその**充足の程度**については、**地域の実情**を踏まえて**判断**し**整備**を進めるよう、**市町村**に対し**必要な支援**を行います。

- 地域生活支援拠点等の運営や機能の充実にあたっては、市町村の協議会等において、十分に検討するものとします。
- 地域生活支援拠点等については、身近な地域での支援が可能となるよう、道内のすべての市町村に整備することとします。
- 地域生活支援拠点等を地域においてどのような体制を構築するかなどの、目指すべき整備方針や、体制や機能が地域の実情に適しているか、地域の課題に対応できているかなど、必要な見直しや効果的な運営の継続の検討にあたっては、市町村協議会等を十分に活用し、地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など地域の個別の状況に応じ進めます。
- 広域、分散型の地域特性を踏まえ、障がいのある人等の生活をより身近な地域で支える核として機能が十分に図られるよう、地域生活支援拠点等に関するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化し、高齢者福祉施策などの他施策や他職種と連携した整備を促進します。
- 市町村によって利用者の状況やサービス事業者の整備状況が異なることなどから、複数市町村による共同整備も検討しながら整備を進めます。

なお、複数市町村による共同整備の検討に当たっては求めに応じて、各圏域に設置する、「障がい福祉計画等圏域連絡協議会\*57」の場の活用や、地域づくりコーディネーターが支援します。
- 整備の促進や機能の充実に資するよう、市町村における好事例の紹介など必要な支援を行い、地域生活支援拠点等の整備に向けた取組が進んでいない市町村においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を行い、積極的な整備に努め、道においても、整備に向けて検討を促すとともに、地域の現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を図ります。
- 「相談支援機能」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能については、「基幹相談支援センター\*58」「委託相談事業」「特定相談支援事業」とともに、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時支援に備え、事前に支援の必要な障がいのある人の把握・登録や連絡体制を確保し、必要な支援を行う体制の整備を進めます。
- 「体験の機会・場」の機能の確保については、本人の希望や障がいの特性に応じたグループホームやアパートなど、多様な住まいの確保について市町村に対し必要な支援を行うとともに、障がいのある人の自立に向けて、グループホーム等の活用による一人暮らしの体験ができる場の拡充を図ります。
- 「緊急時の受け入れ・対応」の機能については、家族の休息（レスパイト\*59）や緊急時の一時保護対応のため、短期入所や地域生活支援事業の日中一時支援を活用するなどの、連携体制の整備を進めます。
- 協議会等を活用し、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行います。



図10 【地域生活支援拠点等の整備イメージ】



第4

②生涯を通じた支援の確保

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら安心して地域で暮らすためには、生涯を通じた支援が必要であることから、地域自立支援協議会などを中心に、市町村や教育委員会をはじめ、保健、医療、福祉、労働、経済その他地域の関係機関が連携して支援する体制づくりを促進します。
- 障がいのある人が生涯を通じて必要な医療を受けることができるよう、医療機関と相談支援事業所等との連携の強化に取り組むなど、障がい特性に応じた受診しやすい環境の整備に努めます。

(2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化

【推進の視点】

- 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実が必要です。
- 障がいのある人及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービス等につなげるとともに、市町村、相談支援事業所、その他関係機関との連携に努める必要があります。
- 障がい児相談支援についても、身近な地域において、障がいの気づきの段階から、障がいのある人に対する相談支援と同様に、障がいのある子ども本人やその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、障がいのある人に対する相談支援へ円滑に移行できるよう、関係機関の連携体制の構築が必要です。





図11 【相談支援の体系】

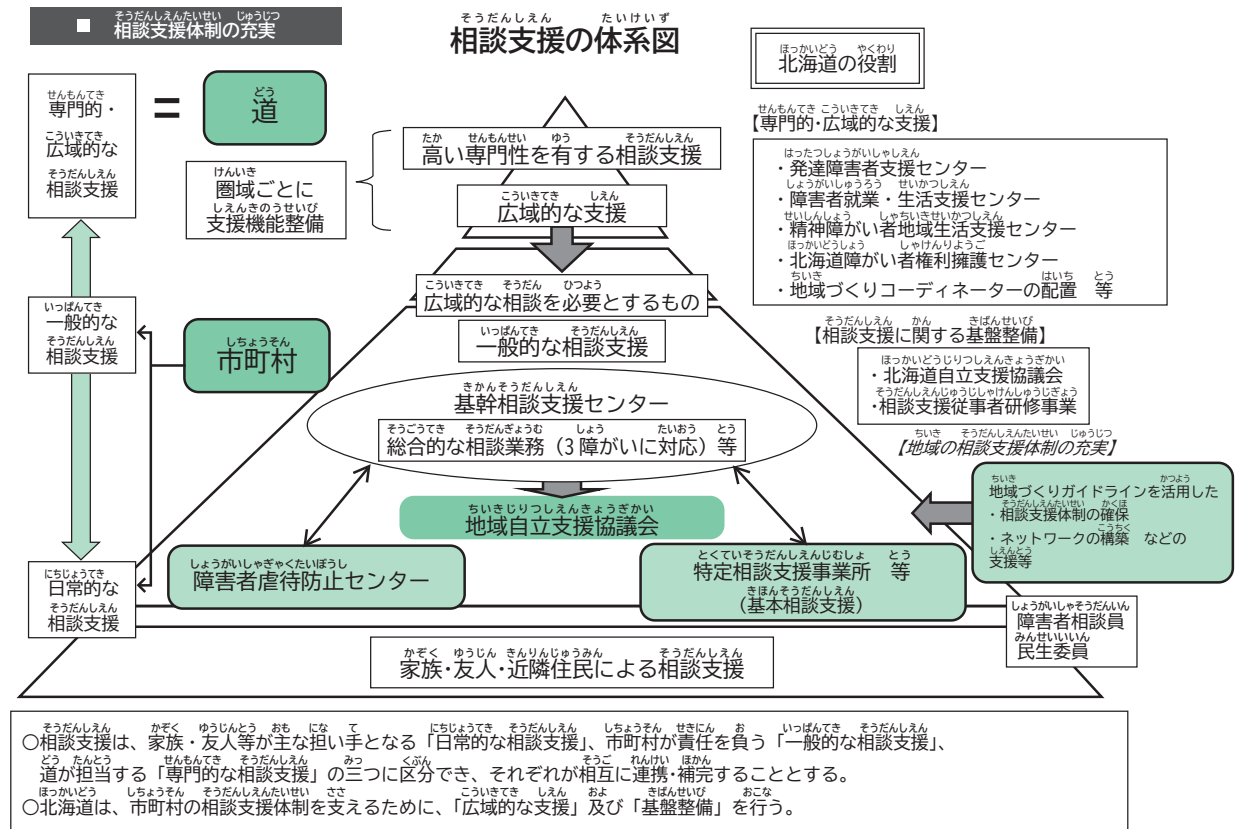
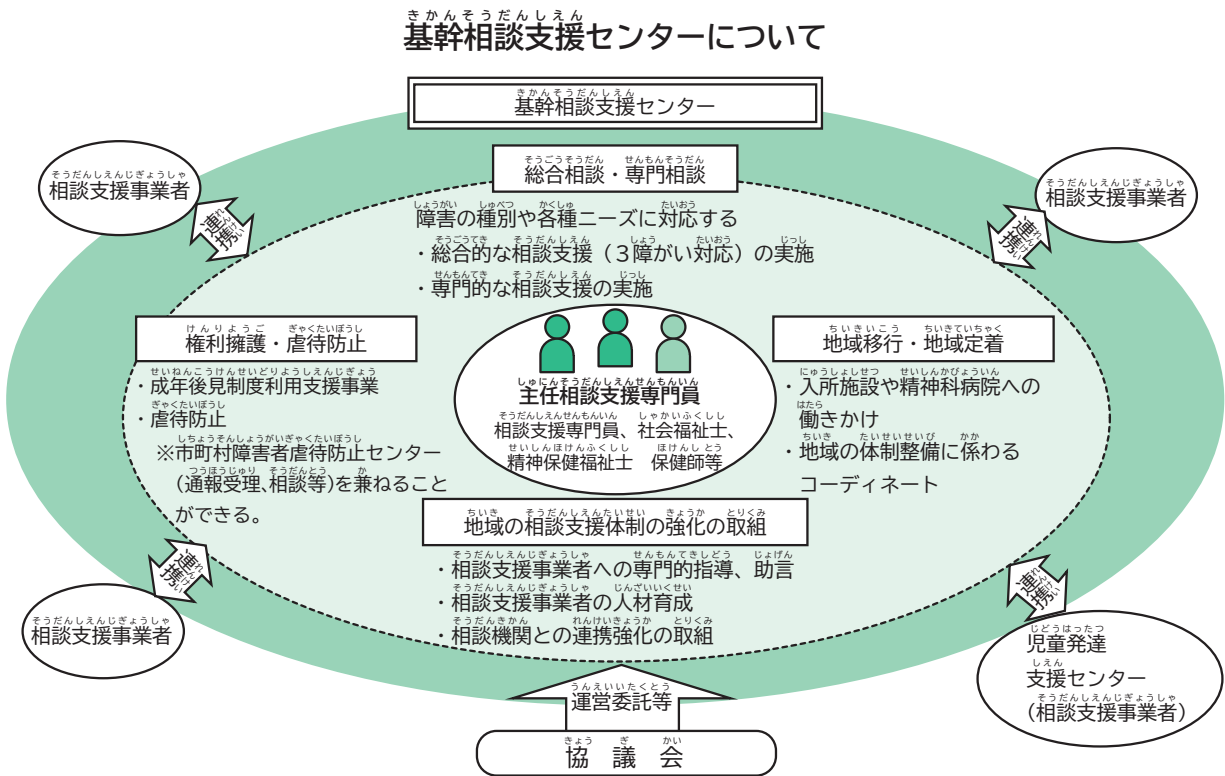


図12 【基幹相談支援センター】





ひと につちゅうかつどう さんか かぞく いちじてき きゅうけい ちいき しえんたいせい  
 人が日中活動に参加したり、家族が一時的な休憩（レスパイト）ができるよう、地域の支援体制の  
 じゅうじつ む とりくみ そくしん  
 充実に向けた取組を促進します。

- 市町村が地域の実情に応じ実施する地域活動支援センターや日中一時支援などの地域生活支援事業  
 の取組を支援します。

### ③地域生活を支えるサービス基盤の充実

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続させるため、入所施設の有  
 する人材、ノウハウなどを活用する取組を促進します。
- 障がいのある人がどこに暮らしていてもニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられる  
 よう、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスや短期入所の計画的な基盤整備を促進します。
- 障がいのある人の移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）の充実を図  
 るとともに、移動支援事業などの市町村が行う地域生活支援事業を支援します。
- ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅  
 福祉サービスの充実努めるほか、難病の特性に応じた適切な福祉サービスの利用を促進します。
- 高齢化の進展などにより、介護や医療的ケアを必要とする障がいのある人が増加しており、国の  
 せいどみなお あ しょう ひと こうれいか じゅうどか たいおう とりくみ すず  
 制度見直しに合わせ、障がいのある人の高齢化、重度化に対応した取組を進めます。
- 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）  
 の普及啓発に努め、道民の理解や身体に障がいのある人などの利用の促進を図るとともに、その育成  
 どう そくしん  
 等を促進します。
- 精神障がいのある人の公共交通機関等の割引制度などの充実について、国など関係機関等への要請  
 につと  
 に努めます。

### ④障害者支援施設機能の充実

- 障害者支援施設において、自立訓練、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障が  
 いのある人を支援する取組を促進します。
- 障がいのある人の高齢化や重度化などに対応した介護や医療的ケアなどのサービスが確保できるよ  
 う、施設設備の充実などについて国への要請に努めます。

### ⑤道立施設の機能強化

- 子ども総合医療・療育センターにおいて、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を  
 ていきょう とくていきのうしゅうざんきほしりょう せんてんせいしんしつかんどう こうどいりょう ていきょう じゅんかん きびょう  
 提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病セン  
 ー、医学的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が  
 いがくてき とう ていきょう そうごはつたつしえん いりょうぶもん りょういく ぶもん  
 連携し複合的なサービスの提供に努めます。
- 心身障害者総合相談所\*69、児童相談所\*70、精神保健福祉センター等における専門的な相談に対応す  
 る機能の充実や関係相互の連携強化を図り、きめ細かな情報提供や支援が行えるよう努めます。

### ⑥福祉用具の普及促進、利用支援

- 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重要な役割を果たす補装具の効果的な利用を促進  
 するため、心身障害者総合相談所及び支所において、多種多様な品目や給付制度の活用に関する情報  
 ていきょう そうだんたいおう つと  
 提供や相談対応に努めます。

- 心身障害者総合相談所において、補装具の研究開発情報などの収集を行い、市町村や民間事業者への情報の提供に努めます。
- 技術開発の進歩が著しいICT（情報通信技術）を活用し、重度の障がいのある人の生活の利便性の向上や社会参加が図られるよう、市町村における障がい特性に応じたパソコン周辺機器やアプリケーションの普及促進に努めます。

#### (4) 生活安定施策の推進

##### 【推進の視点】

- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるように生活安定のための支援が必要です。

##### 【推進施策】

- 各種年金等の充実を国に働きかけるとともに、制度の周知に努めます。
- 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、生活資金、事業を営むために必要な資金の貸付けを行います。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、燃料費など冬期間の増高経費について、市町村が行う経済的支援の取組に対する支援に努めます。

#### (5) 障害福祉サービス事業者の指定、指導監査の実施

##### 【推進の視点】

- 障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービス等が、適切に提供される体制を確保することが必要です。

##### 【推進施策】

- 障害福祉サービス事業者等において適切で良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営の指導に努めます。

### 5 サービス提供基盤の整備

#### (1) 住まいの基盤整備の充実

##### 【推進の視点】

- 地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。

##### 【推進施策】

##### ① 住まいの確保

- 障がいのある人が円滑に地域生活移行できるよう、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、グループホームの計画的な整備を促進するほか、障がいのある人の安全を図るため、災害発生時における老朽化施設に対する耐震化整備などの防災対策や、ウイルス性感染症の感染拡大防止を図る整備を促進します。

- 相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。
- 障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。
- 障がいのある人が住まいを確保できるよう、障がいのある人などの入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅\*71（セーフティネット住宅）」や入居相談、入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」について、相談支援事業所に情報提供するなどして、障がいのある人への利用を促進します。
- 地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。

## ②環境の整備

- 「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、誰もが安心して快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、障がいのある人等の利用に配慮した建物づくりや、積雪寒冷な地域における必要な配慮のほか、障がいのある人を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。
- 障がいのある人も安心して暮らせるよう、公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。

## (2) 日中活動サービスの充実

### 【推進の視点】

- 地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。

### 【推進施策】

#### ①多機能型サービスの基盤整備

- 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型サービスの基盤整備を促進します。

#### ②日中活動の場の整備

- 地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や、就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場を確保するため、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、整備を促進します。
- 地域での自立した生活には、日中活動及び地域交流の場の充実も必要であることから、市町村における地域活動支援センターや日中一時支援事業などの実施を推進します。
- 地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、重症心身障がいや在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めます。